

土 木 課

土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決の申立てについて（元麻布二丁目）

1 概要

都市計画道路補助線街路第7号線及び補助線街路第10号線の麻布運動場から愛育クリニック前までの区間は、区立有栖川宮記念公園などの公共施設があり、バス路線にもなっていることから、歩行者の安全性や車両交通の円滑性の向上、災害時の避難路の確保等を図るため、平成14年6月7日に東京都から事業認可を取得し、用地取得を進めています。

区は、これまでに、本区間の事業期間を計7回延伸、計22年延長し、本件の土地所有者及び関係人に対し、平成14年度から用地折衝を続けてきましたが、補償金額の折り合いがつかず、任意による用地取得は困難であるため、東京都収用委員会に対し、土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決の申立てを行います。

2 裁決申請及び明渡裁決の申立てを行う土地

土地の所在（地番）	地目（現況）	地積（実測）	所有者
港区元麻布二丁目142番2	宅地	90.30㎡	個人

3 経緯

昭和21年4月25日 都市計画決定（戦災復興院告示第15号）
 平成14年6月7日 事業認可取得（東京都告示第764号）
 平成14年度 用地取得（3件） 212.97㎡
 平成15年度 用地取得（1件） 202.64㎡
 平成17年度 用地取得（2件） 427.58㎡
 平成18年度 用地取得（2件） 169.25㎡
 平成20年度 用地取得（3件） 196.34㎡
 平成22年度 用地取得（1件） 26.14㎡
 平成23年度 用地取得（1件） 157.69㎡
 令和11年3月31日 事業完了予定

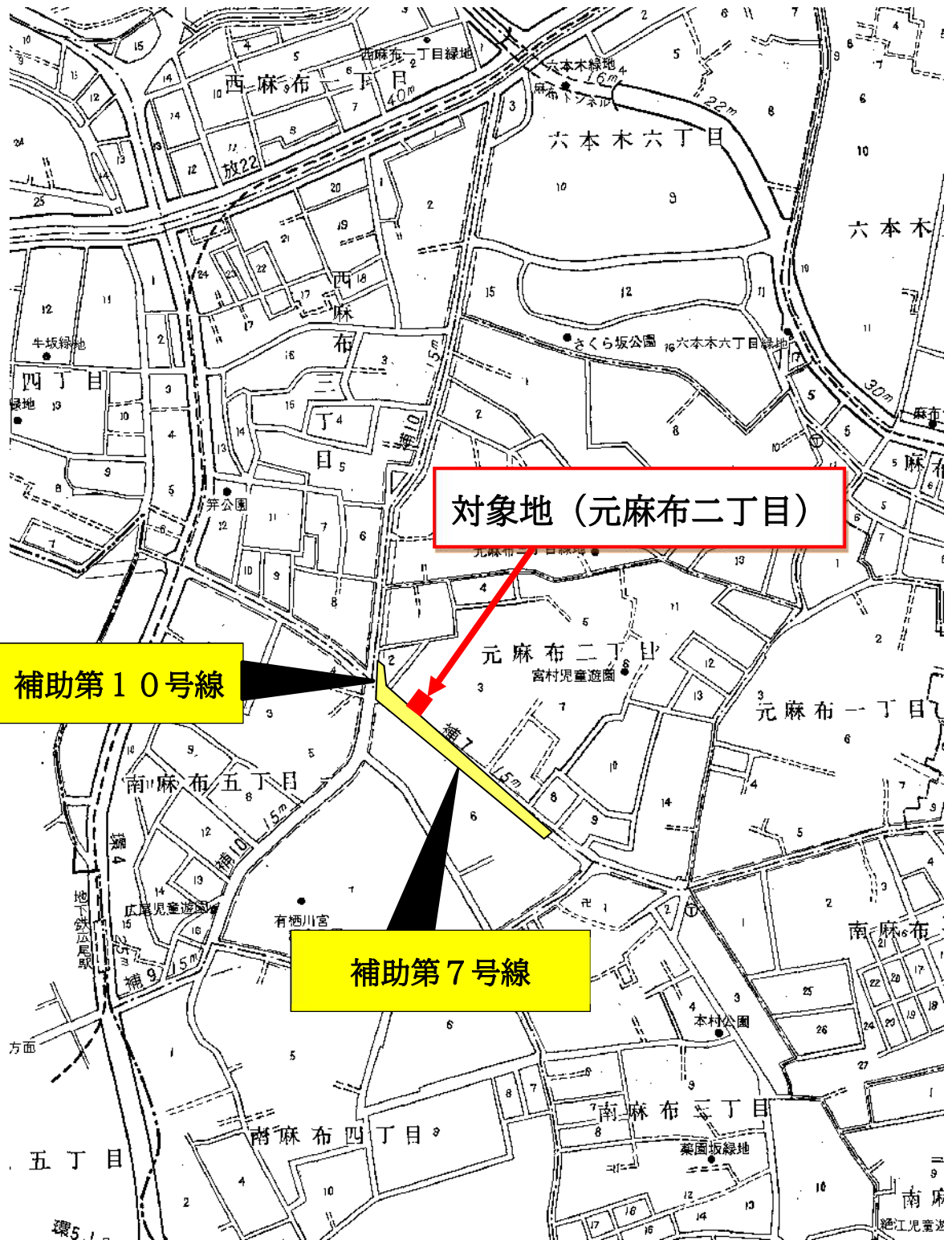
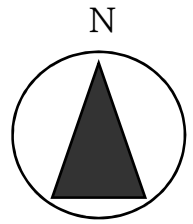
4 事業用地取得の進捗率（面積）

事業用地取得予定面積	1, 4 8 2. 9 1 m ²
事業用地取得済面積	1, 3 9 2. 6 1 m ²
今回申請予定の面積	9 0. 3 0 m ²
今回申請及び取得後の面積（合計）	1, 4 8 2. 9 1 m ²
今回申請及び取得後の進捗率（前回）	1 0 0 %（約 9 4 %）

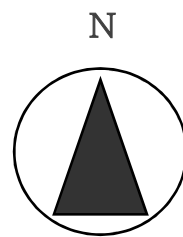
5 今後の予定

令和 7 年 6 月	東京都収用委員会へ裁決申請及び明渡裁決の申立て
7 月	公告・写しの縦覧（2 週間）
8 月	裁決手続開始の決定・審理
令和 8 年度	裁決

案内図



公囟写



元 麻 布 二 丁 目



事業計画図

都市計画道路補助線街路第7号線

延長：約237m 計画幅員：15m

都市計画道路補助線街路第10号線

延長：約12m 計画幅員：6m

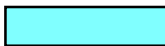
凡例



事業認可区域



申請対象地



取得済事業用地

1 収用制度とは

都市計画事業において、土地が必要になった場合、起業者（港区）が権利者（土地所有者）と話し合い、合意の上で契約を結び、必要な土地を取得します。しかし、話し合いによる契約ができない場合には、土地収用法による手続き（裁決申請）により、権利者に正当な補償をした上で土地を取得することができる制度です。

2 裁決申請及び明渡裁決の申立てとは

収用委員会に対して収用の裁決を求めるための申請です。

裁決の申請には、起業者（港区）が土地の所有権を取得するための「裁決申請」と、建物などを移転させて土地の明渡しを求める「明渡裁決の申立て」があります。

3 手続きの流れ

